



茨城県報

第 8 2 3 号

平成 9 年 1 月 23 日

木 曜 日

目 次

告 示

●救急医療協力診療所の指定取り消し（医療整備課）.....	1	ページ
●特定漁業者の共済契約の締結の申込の同意成立の届出（漁政課）.....	1	
●道路の供用の開始（道路維持課）.....	2	
●土地改良事業の適当決定（2件）（土地改良事務所）.....	2	
●土地改良法に基づく換地処分（4件）（ " ）.....	3	
（公安委員会）		
●道路維持作業用自動車の指定.....	3	

公 告

●特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出（漁政課）.....	4
----------------------------------------------------	---

告 示

茨城県告示第 6 3 号

次の救急医療協力診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和 5 2 年茨城県規則第 1 1 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定により告示する。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
手 島 胃 腸 科 外 科 医 院	水 戸 市 千 波 町 2 0 4 8

茨城県告示第 6 4 号

小型平潟加入区に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号）第 108 条の 2 第 2 項に規定する要件に適合しているので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出者

北茨城市平潟町 2 8 4 鈴 木 時 雄
 北茨城市平潟町 2 1 高 橋 儀 久

茨城県告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 新治郡新治村大字大畑字大畑803番1から
新治郡新治村大字大畑字大畑848番1まで
- 3 供用開始の期間 平成9年2月25日



茨城県告示第66号

境東部土地改良区から平成8年12月16日付けで認可申請のあった蛇池南地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成8年12月27日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年1月23日

茨城県境土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

- 1 縦覧に供する書類
境東部土地改良区定款の写し
蛇池南地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成9年1月27日から平成9年2月24日まで
- 3 縦覧の場所
境町役場



茨城県告示第67号

境東部土地改良区から平成8年12月16日付けで認可申請のあった山崎北地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成8年12月27日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年1月23日

茨城県境土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

- 1 縦覧に供する書類
境東部土地改良区定款の写し
山崎北地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成9年1月27日から平成9年2月24日まで
- 3 縦覧の場所
境町役場



茨城県告示第 6 8 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 9 項の規定により県営圃場整備事業大川地区（第 1 換地区）に係る換地処分をした。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県水戸土地改良事務所長 郡 司 脩

茨城県告示第 6 9 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業清明川地区（第 1 換地区）に係る換地処分をした。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第 7 0 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業清明川地区（第 2 換地区）に係る換地処分をした。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第 7 1 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業清明川地区（第 3 換地区）に係る換地処分をした。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 2 号 道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 1 4 条の 2 第 2 項の規定により、道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 3 1 3	土浦88に 4 0 8 2	トヨタ 8年式	道 路 維 持 作 業 用	日本道路公団（谷和原）
3 3 1 4	土浦88に 4 0 9 3	〃 〃	〃	東関東道路エンジニア(株)
3 3 1 5	水戸88に 4 1 1 9	〃 〃	〃	日本道路公団（水戸）
3 3 1 6	水戸88に 4 1 5 3	〃 〃	〃	東関東道路エンジニア(株)
3 3 1 7	水戸88に 4 1 5 4	三菱 8年式	〃	常磐道路サービス(株) 水 戸 営 業 所

公 告

●特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和 3 9 年農林省令第 3 5 号）第 4 8 条の 2 において準用する同規則第 4 6 条第 1 項の規定により、次の者から小型平潟加入区の特定第 2 号漁業者に対する共済契約の申込みについて同意を求めるための発起の届出があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 9 年 1 月 2 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出者

北茨城市平潟町 2 8 4 鈴 木 時 雄

北茨城市平潟町 2 1 高 橋 儀 久

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)